外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である小野元伸及びクラット・ゲオルグ・ベルントが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年四月十日

神戸市東灘区向洋町中六丁目九番地

Krieg&Fischer Ingenieure GmbH

日本における代表者　小野　元伸

限定承認公告

本籍東京都東大和市奈良橋一丁目三八七番地三、最後の住所東京都台東区根岸四丁目一番二四号田嶋方　被相続人　亡　宇野　健二

右被相続人は平成二十九年十一月三十日死亡し、その相続人は平成三十年三月三十日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十日

埼玉県朝霞市北原二丁目二番二八号―二〇一　相続財産管理人　宇野　和憲

限定承認公告

本籍山口県周南市大字久米一二九九番地一一、最後の住所山口県周南市秋月三丁目一〇番八号　被相続人　亡　池田　昭雄

右被相続人は平成三十年一月九日死亡し、その相続人は平成三十年四月二日山口家庭裁判所周南支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十日

山口県周南市秋月三丁目一〇番八号　相続財産管理人　中村友次郎

金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成三十年五月三十一日をもって、第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業を廃止することと致しましたので、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告致します。

一、金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法

①　岡安商事株式会社への移管を希望されるお客様

移管を希望され、お客様及び岡安商事株式会社並びに当社との間で三者間契約を結んで頂いたお客様につきましては、平成三十年五月二十六日に、お預かりしております取引証拠金及び建玉を岡安商事株式会社へ移管させて頂きます。

②

移管を希望されないお客様及び前項の三者間契約を結んで頂けないお客様につきましては、平成三十年五月十八日十五時までに全建玉を決済して頂きます。全建玉の決済が為されない場合は、平成三十年五月十八日十五時以降に当社がお客様の計算において全建玉を決済させて頂きます。

二、第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法

取引所為替証拠金取引市場における取引の結了後、事前にお客様よりお届け頂いた金融機関口座に遅滞なく返還致します。

また、建玉を有していないお客様につきましても、事前にお客様よりお届け頂いた金融機関口座に遅滞なく返還致します。

なお、本件についてのご不明な点などお問い合わせ等については、以下にご連絡頂きます様お願い致します。

連絡窓口　当社管理調査部

電話番号　〇六―六三〇四―五〇七一

平成三十年四月十日

大阪府大阪市淀川区西中島一丁目一五番二号　株式会社アルフィックス　代表取締役社長　藪本　浩

投資運用業の廃止の公告

当社は、平成三十年六月三十日をもって投資運用業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法に関しましては、顧客から年金特定信託契約を解約する旨の通知を受け、顧客との間で締結した年金投資一任契約が解除されることにより結了します。

また同項に規定する投資運用業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成三十年四月十日

大阪府門真市中町一番一九号　パナソニックペンションファンドマネジメント株式会社　代表取締役　上田　展一

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　四月十日付第八〇号九六ページ●同日付政府調達第六六号二四ページ●一月二十五日付参会第二号一六ページ●三月分（月極一部当り）の郵送料二、九一〇円

◉官報郵送料のお知らせ

正　誤

平成三十年三月三十日（号外第七十号）公布財務省令第七号（債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令）

（印刷誤り）

二二ページ上段一〇行目から一一行目の

「独立行政法人日本学生支援機構貸付金債権消費生活協同組合貸付金債権」は

「独立行政法人日本学生支援機構貸付金債権消費生活協同組合貸付金債権」

の誤り。

平成二十九年九月二十二日（号外第二百四号）公布国土交通省令第五十四号（港則法施行規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

六〇ページ改正後欄中六行目から二〇行目は次のとおりの誤り。

安治川航路	内港航路北側線の東端から五十度八百五十メートルの地点まで引いた線と同航路南側線の東端から四十八度九百四十メートルの地点まで引いた線との間の海面

同ページ改正前欄中六行目から二〇行目は次のとおりの誤り。

安治川航路	内港航路北側線の東端から五十度八百五十メートルの地点まで引いた線と同航路南側線の東端から四十八度九百四十メートルの地点まで引いた線との間の海面
東神戸航路	第一号の地点から第二号の地点まで引いた線と第三号の地点から第四号の地点まで引いた線との間の海面 一　神戸第七防波堤東灯台から三百四十九度　三千三百三十メートルの地点 二　神戸第七防波堤東灯台から三百四十八度　二千六百八十メートルの地点 三　神戸第七防波堤東灯台から三百五十四度　三千三百三十メートルの地点 四　神戸第七防波堤東灯台から三百五十四度　三十分二千六百七十メートルの地点

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局　電話　03（3587）4294　定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）